

事 務 連 絡
平成31年3月20日

ぜんこくDB企業年金基金
実施事業所 様

ぜんこくDB企業年金基金

各種届出書の届出上の注意について

平素は、当基金の事業運営にあたりまして格別のご理解、並びにご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当基金の業務委託先の変更に伴い、各種届出用紙等が変更されたことにより皆様方には大変ご迷惑をおかけしておりますこと、お詫び申し上げます。

つきましては、多くの事業所様からご照会いただいた事項等を裏面にまとめましたのでご参考にしていただければ幸いです。

また、就業規則等の改訂にかかる基金規約の変更の遡及適用は認められてないこと、並びに、定年の定義や休職・休業期間を変更する場合など事業所様においては給付を減らしたつもりが無くても給付減額と判定されるケースもありますので、改訂をご検討される前段階で基金あてにご相談いただきますようお願い申し上げます。

引き続き、適切な業務運営にご協力賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

【裏面】

1. 様式に関する事項

- 各種届書の「契約番号」欄の記載は不要です。
- 事業所番号に変更はありません。
- 掛金のご案内用紙が「納入告知書」から「納付書」に変更されていますが、掛金の納付方法に変更はありません。(口座振替をご利用の場合は、従前どおり口座振替となりますので、特段の手続きは不要です)

2. 本年に限定した事項

- 3月分掛金の納付期限は5月7日(火)となります。(口座振替日も同様)
- 4月分掛金計算の届書提出期限は5月7日(火)必着となります。